

## 役員退職金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人マンション管理業協会（以下「本協会」という）役員報酬規則第4条第2項に基づき、副理事長及び専務理事の退職金の支給について定めることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、副理事長及び専務理事に適用する。

- 2 退職金は、役員として円満に勤務し、退職、辞任した場合には直接本人に、役員が死亡した場合には、その遺族に支給する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、退職金を減額し、又は支給しないことができる。
  - (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本協会の業務運営に重大な支障をきたした場合
  - (2) 退職に当たり、本協会の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得た本協会の機密を漏らし、本協会に損害を与えた場合
  - (3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合
  - (4) その他前号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を相当と認めた場合。

### (支給基準)

第3条 退職金は次により算出する。

算式は、役員報酬規則別表2に掲げる次のものとする。

最終月額報酬×在職期間（月数）÷12×業績勘案率

なお、業績勘案率は0.6、0.8、1.0、1.2、1.4のいずれかとする。

### (在職期間の計算)

第4条 役員の在職期間は、役員就任の月から退任または死亡の月までとする。

- 2 在職期間は、1ヶ月単位とする。ただし、在職期間に1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月とする。

### (退職金の支払い)

第5条 この規程による退職金は、引継業務が完了し、かつ、本協会に対して債務のある場合はその債務を返済した者に対して、以後2ヶ月以内に支払うことを原則とする。

(協議事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。